

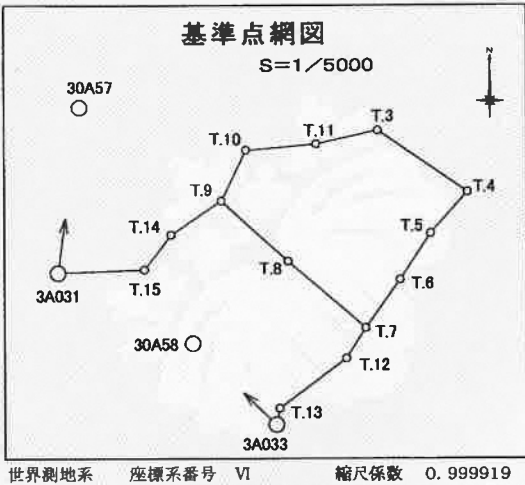
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和3年11月11日
大阪法務局守口出張所

登記官

大前篤央



地番	40	地積測量図
土地の所在	守口市南寺方南通三丁目	



座標一覧表

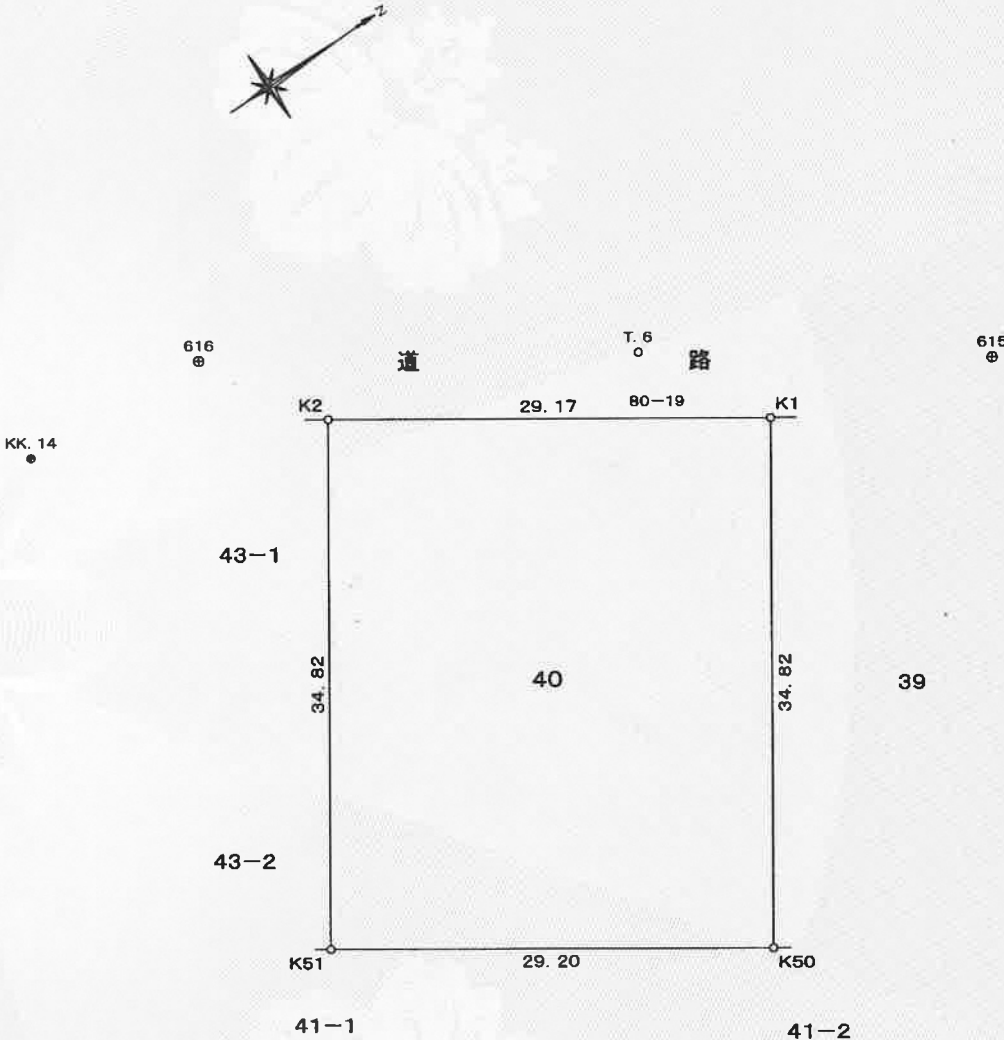
既知点の名称	X座標	Y座標
3A033	-142083.107	-39544.056
3A058	-142029.473	-39598.561
3A031	-141982.777	-39686.995
3A057	-141873.752	-39672.115
T.3	-141888.850	-39476.955
T.4	-141929.504	-39416.903
T.5	-141956.754	-39441.687
T.6	-141987.305	-39462.110
T.7	-142019.266	-39485.266
T.8	-141975.141	-39536.079
T.9	-141935.335	-39579.942
T.10	-141901.834	-39563.458
T.11	-141897.800	-39517.645
T.12	-142039.338	-39498.096
T.13	-142072.251	-39541.861
T.14	-141957.675	-39613.344
T.15	-141980.655	-39630.897

引照点間距離表

境界点	引照点	距離
K1	615	15.207
K1	616	37.866
K2	615	44.036
K2	616	9.335
K50	KK.14	58.489
K51	KK.14	37.778

求積表

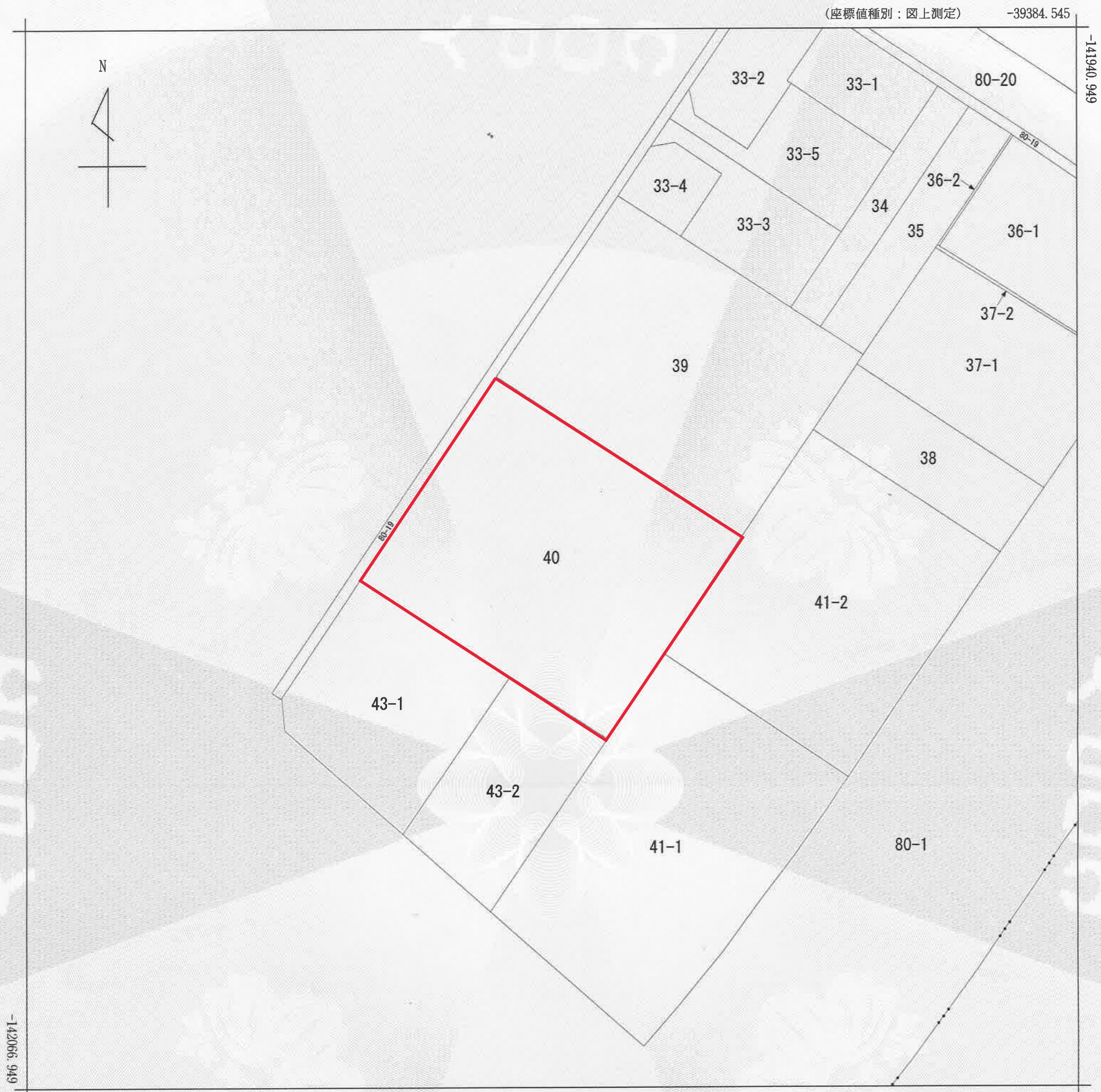
地 番		40			
測 点	標 識	X	Y	X _{n+1} - X _{n-1}	Y (X _{n+1} - X _{n-1})
K1	新設金属標	-141982.509	-39453.673	-4.890	192928.460970
K2	新設金属標	-142006.757	-39469.890	-43.628	1721992.360920
K51	既設コンクリート杭	-142026.137	-39440.956	4.890	-192866.274840
K50	既設コンクリート杭	-142001.867	-39424.718	43.628	-1720021.596904
倍 面 積		2032.950146			
面 積		1016.4750730			
地 積		1016.47 m ²			



座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
615	-141968.110	-39448.780	マンホールポンチ穴
616	-142011.672	-39477.827	マンホールポンチ穴
KK.14	-142024.397	-39478.694	既設区画整理コン杭

作成者	大阪府門真市野里町24番28 土地家屋調査士 上田隆義	申請人	守口市長 西端勝樹	縮尺	1/500
-----	--------------------------------	-----	-----------	----	-------



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	守口市南寺方南通三丁目				地番	40番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面（街区成果B）		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成21年3月23日			備付年月日（原図）		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成30年12月13日
大阪法務局守口出張所
登記官

請求番号：3-2
(1/1)

竹林和明

公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月19日	不動産番号	1216000169292
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	守口市南寺方南通3丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 (㎡)	原因及びその日付〔登記の日付〕	
285番	田	⑩	1213	余白	
40番	田		1015	土地改良法による換地処分 〔昭和42年1月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月19日	
余白	雑種地	余白		②平成30年4月1日地目変更 〔平成31年3月6日〕	
余白	余白		1016	③錯誤 〔平成31年3月6日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年12月21日 第31191号	原因 昭和46年12月21日売買 所有者 守 口 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月19日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年11月11日
大阪法務局守口出張所

登記官

大 前 篤 央

